

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十五号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税通知書等の様式) 第六条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 納付書 別記様式第六号の二 第六号の二の二 第六号の三の二 第六号の三の三 第六号の四 第六号の五</p> <p>四一八 (略)</p> <p>九 督促状 別記様式第十一号 第十一号の二 第十一号の四 第十一号の五 第十一号の六 第十一号の六の二 第十一号の六の三 第十一号の七 第十一号の八</p> <p>(不動産取得税の申告書等の様式) 第二十七条の二 (略)</p> <p>一一六 (略)</p> <p>七 条例第六十四条の二の二(条例附則第十三条第一項、第四項及び第六項において準用する場合を含む。)に規定する申請書 別記様式第四十八号の九 第四十八号の十一</p> <p>八一十一 (略)</p> <p>十二 条例第六十五条第一項(条例附則第十三条第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。)に規定する申告書 別記様式第四十八号の十八 第四十八号の二十一</p> <p>十三一二十 (略)</p> <p>(不動産取得税の減額、免除等に係る通知) 第二十九条 県税事務所長は、条例第五十六条第八項、条例第六十四条の二若しくは条例第六十四条の二の二(条例附則第十三条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定による不動産取得税減額申請書を受理した場合、条例第六十四条の規定による不動産取得税減額申告書を受理した場合、条例第</p>	<p>(納税通知書等の様式) 第六条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 納付書 別記様式第六号の二 第六号の二の二 第六号の三の二 第六号の三の三 第六号の四 第六号の五</p> <p>四一八 (略)</p> <p>九 督促状 別記様式第十一号 第十一号の二 第十一号の四 第十一号の五 第十一号の六 第十一号の六の二 第十一号の七 第十一号の八</p> <p>(不動産取得税の申告書等の様式) 第二十七条の二 (略)</p> <p>一一六 (略)</p> <p>七 条例第六十四条の二の二(条例附則第十三条第一項、第四項及び第六項において準用する場合を含む。)に規定する申請書 別記様式第四十八号の九 第四十八号の十一</p> <p>八一十一 (略)</p> <p>十二 条例第六十五条第一項(条例附則第十三条第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。)に規定する申告書 別記様式第四十八号の十八 第四十八号の二十一</p> <p>十三一二十 (略)</p> <p>(不動産取得税の減額、免除等に係る通知) 第二十九条 県税事務所長は、条例第五十六条第八項、条例第六十四条の二若しくは条例第六十四条の二の二(条例附則第十三条第一項、第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定による不動産取得税減額申請書を受理した場合、条例第六十四条の規定による不動産取得税減額申告書を受理した場合、</p>

六十四条の三の規定による不動産取得税の免除申請書を受理した場合又は条例第五十六条第九項若しくは条例第六十七条(条例附則第十三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による不動産取得税の還付申請書を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第五十一号、別記様式第五十一号の二、別記様式第五十一号の三若しくは別記様式第五十一号の六による不動産取得税減額通知書又は別記様式第五十一号の九、別記様式第五十一号の十、別記様式第五十一号の十二若しくは別記様式第五十一号の十三による不動産取得税納税義務免除通知書によつて、これを通知するものとする。

条例第六十四条の三の規定による不動産取得税の免除申請書を受理した場合又は条例第五十六条第九項若しくは条例第六十七条(条例附則第十三条第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定による不動産取得税の還付申請書を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第五十一号、別記様式第五十一号の二、別記様式第五十一号の三、別記様式第五十一号の五若しくは別記様式第五十一号の六による不動産取得税減額通知書又は別記様式第五十一号の九、別記様式第五十一号の十、別記様式第五十一号の十二若しくは別記様式第五十一号の十三による不動産取得税納税義務免除通知書によつて、これを通知するものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第5号の8 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 自動車税種別割領収済通知書 <u>㊟</u> <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略) (略)	(略)	(略)
<input type="checkbox"/> (略)		

備考 (略)

(裏) (略)

様式第5号の10の2 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 領収済通知書 <u>㊟</u> <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略) (略)	(略)	(略)
<input type="checkbox"/> (略)		

備考 (略)

(裏) (略)

改正前

様式第5号の8 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 自動車税種別割領収済通知書 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略) (略)	(略)	(略)
<input type="checkbox"/> (略)		

備考 (略)

(裏) (略)

様式第5号の10の2 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 領収済通知書 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略) (略)	(略)	(略)
<input type="checkbox"/> (略)		

備考 (略)

(裏) (略)

様式第6号の3の2 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 領収済通知書	<u>㊟</u> <input type="checkbox"/> 公	<input type="checkbox"/> (略)	<input type="checkbox"/> (略)
<input type="checkbox"/> (略)			
<input type="checkbox"/> (略)			
		(略)	(略)

備考 (略)

(裏) (略)

様式第6号の3の2 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 領収済通知書	<input type="checkbox"/> 公	<input type="checkbox"/> (略)	<input type="checkbox"/> (略)
<input type="checkbox"/> (略)			
<input type="checkbox"/> (略)			
		(略)	(略)




備考 (略)

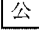
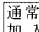

(裏) (略)

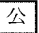
別記様式第六号の三の三の次に次の一様式を加える。

様式第6号の3の4（第6条関係）

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 領収済通知書   通常払込料金 加入者負担  										
加入者名	口座記号番号		合計金額							円
収納機関番号	納付番号		確認番号			納付区分				
納期限	年	月	日	賦課年度	賦課番号 (登録番号)	事業年	期別	県税		
<input type="checkbox"/>										
延滞金額	円	円	合計金額	円	領収日付印					
納税者	(住所等非表示払込書)				様					
コンビニ収納用	<small>(ご注意) バーコードがないもの (30日以内)：誤取り ができないもの又は象 額訂正したものは、コン ビニエンスストアでは 納付できません。</small>				収納代行 広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本器控					
主管所名	広島県	県税事務所								

広島県 納付書  振替払込請求書  通常払込料金 加入者負担  兼受領証(金融機関控)									
口座記号番号	加入者名								
加入者名	納付番号								
納付番号	確認番号			納付区分		賦課年度			
納期限	年		月		日				
賦課番号 (登録番号)	事業年			納税通知書番号					
事業年	県税								
県税	税額				円				
延滞金額	円								
合計金額	円								
納税者									
様									
主管所名					領収日付印				
広島県					県税事務所				
備考									
金融機関/店舗控									

裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等で納付できます。									
領収証書 									
賦課年度	賦課番号(登録番号)	納税通知書番号	事業年	期別	県税				
様									
納期限									
年 月 日									
税額	円								
延滞金額	円								
合計額	円								
上記の金額を領収しました。									
領収日付印									
広島県 県税事務所									
ゆうちょ銀行(郵便局)で納付された場合は、領収証書に代えて振替払込請求書兼受領証が交付されます。 収入印紙不要									
納税者保管									

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

納付場所	
------	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第11号の6 (第6条関係)

(表)

<table border="1"><tr><td>□ 広島県 領収済通知書</td><td><u>公</u> □</td><td>□ (略)</td><td>□ (略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	□ 広島県 領収済通知書	<u>公</u> □	□ (略)	□ (略)	(略)				(略)	(略)
□ 広島県 領収済通知書	<u>公</u> □	□ (略)	□ (略)							
(略)										

備考 (略)

(裏) (略)

改正前

様式第11号の6 (第6条関係)

(表)

<table border="1"><tr><td>□ 広島県 領収済通知書</td><td>□ 公</td><td>□ (略)</td><td>□ (略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	□ 広島県 領収済通知書	□ 公	□ (略)	□ (略)	(略)				(略)	(略)
□ 広島県 領収済通知書	□ 公	□ (略)	□ (略)							
(略)										

備考 (略)

(裏) (略)

別記様式第十一号の六の二の次に次の一様式を加える。

様式第 11 号の 6 の 3 (第 6 条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </div> <div style="font-weight: bold; font-size: 1.2em;">広島県 領収済通知書</div> <div style="text-align: right;"> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 15%;">口座記号番号</td> <td style="width: 15%;">合計金額</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>賦課年度</td> <td>賦課番号 (登録番号)</td> <td>事業年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県税</td> </tr> </table> <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">延滞金額</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">合計金額</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td colspan="4">(住所等非表示払込書)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">様</td> </tr> <tr> <td>コンビニ収納用</td> <td colspan="4" style="font-size: 0.8em;"> <small>(ご注意) バーコードがないもの (90 万円超)は、取扱いが できないもの又は金融 証印したもの、コンビニ エンスストアでは納 付できません。</small> </td> </tr> <tr> <td>主管所名</td> <td>広島県</td> <td>県税事務所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> </div>	加入者名	口座記号番号	合計金額		円	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分		納期限	年 月 日	賦課年度	賦課番号 (登録番号)	事業年					期別					県税	延滞金額	円	円	合計金額	円	領収日付印	納税者	(住所等非表示払込書)				様	コンビニ収納用	<small>(ご注意) バーコードがないもの (90 万円超)は、取扱いが できないもの又は金融 証印したもの、コンビニ エンスストアでは納 付できません。</small>				主管所名	広島県	県税事務所				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="font-size: 0.8em;"> 広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証(金融機関控) </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: right; font-size: 0.8em;"> 通常払込料金 加入者負担 </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td>口座記号番号</td> <td>加入者名</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td>賦課年度</td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>賦課番号 (登録番号)</td> <td>期別</td> <td>事業年</td> <td>納税通知書番号</td> <td>県税</td> <td>税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>延滞金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>合計金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>納税者</td> <td style="text-align: center;">様</td> </tr> </table> <div style="font-size: 0.7em; margin-top: 5px;"> 主管所名 広島県 県税事務所 備考 </div> </div>	口座記号番号	加入者名	納付番号	確認番号	納付区分	賦課年度	納期限	年 月 日	賦課番号 (登録番号)	期別	事業年	納税通知書番号	県税	税額	円	延滞金額	円	合計金額	円	納税者	様	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">督促状兼領収証書</div> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">賦課年度</td> <td style="width: 15%;">賦課番号(登録番号)</td> <td style="width: 15%;">納税通知書番号</td> <td style="width: 15%;">事業年</td> <td style="width: 15%;">期別</td> <td style="width: 15%;">県税</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 20px; font-size: 1.5em;">様</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">納期限</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 15%;">延滞金額</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;"> 上記のとおり滞納となっていますから、直ちに納付してください。上記の金額を領収しました。 </p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年 月 日 広島県 県税事務所長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 領収日付印 </div> <p style="font-size: 0.7em; margin-top: 5px;"> ① 裏面をお読みください。②金額を訂正すると納付できません。 ③ この督促状と行き違いに納付済みの場合は、この督促状がなかったものとしてご了承ください。 </p> <div style="text-align: right; font-size: 0.7em; margin-top: 5px;"> 収入印紙不要 </div> </div>	賦課年度	賦課番号(登録番号)	納税通知書番号	事業年	期別	県税	納期限	年 月 日	税 額	円	延滞金額	円	合計額	円
加入者名	口座記号番号	合計金額		円																																																																																	
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																																		
納期限	年 月 日	賦課年度	賦課番号 (登録番号)	事業年																																																																																	
				期別																																																																																	
				県税																																																																																	
延滞金額	円	円	合計金額	円	領収日付印																																																																																
納税者	(住所等非表示払込書)				様																																																																																
コンビニ収納用	<small>(ご注意) バーコードがないもの (90 万円超)は、取扱いが できないもの又は金融 証印したもの、コンビニ エンスストアでは納 付できません。</small>																																																																																				
主管所名	広島県	県税事務所																																																																																			
口座記号番号	加入者名	納付番号	確認番号	納付区分	賦課年度	納期限	年 月 日	賦課番号 (登録番号)	期別	事業年	納税通知書番号	県税	税額	円	延滞金額	円	合計金額	円	納税者	様																																																																	
賦課年度	賦課番号(登録番号)	納税通知書番号	事業年	期別	県税																																																																																
納期限	年 月 日	税 額	円	延滞金額	円	合計額	円																																																																														

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納税額及び延滞金額を完納されないときは、財産の差押えをしなければならないこととなります。
なお、納付されるときは、この督促状を切り離さずに納付場所に持参してください。
- 2 延滞金の計算方法
 - (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
 - (2) 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 3 この督促に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納
付
場
所

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第48号の4 (第27条の2関係)

(表) (略)

(裏)

(注) 1 (略)

2 この申告書は、地方税法第73条の18及び広島県税条例第61条の規定により不動産取得の日から60日以内に不動産所在地の市町長を経由して県税事務所に提出することになっています。(ただし、当該取得の日から60日以内に登記の申請をし、当該申請が却下されなかった場合を除く。)。なお、直接県税事務所に提出しても差支えありません。また、住宅用土地の減額(還付)に関する申告(申請)の場合は直接県税事務所長へ提出してください。

3—7 (略)

8・9 (略)

様式第48号の10 削除

改正前

様式第48号の4 (第27条の2関係)

(表) (略)

(裏)

(注) 1 (略)

2 この申告書は、地方税法第73条の18及び広島県税条例第61条の規定により不動産取得の日から60日以内に不動産所在地の市町長を経由して県税事務所長に提出することになっています。なお、直接県税事務所に提出しても差支えありません。また、住宅用土地の減額(還付)に関する申告(申請)の場合は直接県税事務所長へ提出してください。

3—7 (略)

8 地方税法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第2項、第73条の27の7第2項又は附則第11条の4第2項、第5項若しくは第7項の規定のいずれかに該当する場合には、広島県税条例第65条(附則第13条第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)の規定によってこの申告をする際に併せて徴収猶予の申告をすることができます。

9・10 (略)

様式第48号の10 (第27条の2関係)

様式第48号の11（第27条の2 関係）

(略)	
(略)	
不動産取得税	減額 還付 申請書
附則第11条の4第2項	
附則第11条の4第4項	
次の不動産取得税について地方税法	附則第11条の4第3項 において準用する第73条の27第1項
	附則第11条の4第5項 において準用する第73条の27第1項
の規定による	減額 還付 を申請します。
(略)	
(注)	(略)
備考	(略)

様式第48号の11（第27条の2 関係）

(略)	
(略)	
不動産取得税	減額 還付 申請書
附則第11条の4第4項	
附則第11条の4第6項	
次の不動産取得税について地方税法	附則第11条の4第5項 において準用する第73条の27第1項
	附則第11条の4第7項 において準用する第73条の27第1項
の規定による	減額 還付 を申請します。
(略)	
(注)	(略)
備考	(略)

別記様式第四十八号の十八を次のように改める。

様式第 48 号の 18 (第 27 条の 2 関係)

※ 整理番号	
※ 猶予番号	

年 月 日

広島県 県税事務局長様

不動産取得者

住 所

(法人の場合は所在地)

フリガナ

氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

注) 共有の場合は、連名で記入してください。

〔申告に対応する担当者
連絡先〕

不 動 産 取 得 税 徴 収 猶 予 申 告 書

次の土地の取得に対する不動産取得税については、地方税法第73条の25第1項の規定により徴収猶予を申告します。

土 地	不動産の所在地		地 目	地 積	取得年月日	取得原因
			宅 地 公衆用道路 雑種地 その他 ()	m ²	年 月 日	売 買 贈 与 その他 ()
		宅 地 公衆用道路 雑種地 その他 ()	m ²	年 月 日	売 買 贈 与 その他 ()	

住 宅	種 類	床面積	着工予定年月日	完成予定年月日	徴収猶予申請期間
	戸建て 共同住宅 その他 ()	m ²	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

〈徴収猶予を受けようとする事項〉

- 住宅の用に供する土地 (新築) 地方税法第73条の24第1項第1号
- 自ら居住する耐震基準適合既存住宅等の土地 (中古住宅) 地方税法第73条の24第2項第1号
- 自ら居住する耐震基準不適合既存住宅等の土地 (中古住宅) 地方税法第73条の24第3項第1号, 第2号

備 考

○裏面もお読みください。 ※欄は記入しないでください。

受付印

- (注) 1 法第73条の24第1項第1号の適用がある場合には、この土地を取得した日から2年（平成11年4月1日から令和6年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、平成16年4月1日から令和6年3月31日までの取得で一定の要件に該当する場合は4年）以内にこの土地の上に住宅を新築することを証する書類を添付してください。
- 2 法第73条の24第2項第1号の適用がある場合には、申告書中「着工予定年月日」を「耐震基準適合既存住宅の取得予定年月日」と、「完成予定年月日」を「耐震基準適合既存住宅の新築年月日又は建築士等が行う耐震診断により新耐震基準に適合することにつき証明がされた年月日」と読み替えて記載し、「備考」に「居住予定年月日」を記載してください。また、この土地を取得した日から1年以内に、この土地の上に自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅を取得することを証する書類を添付してください。
- 3 法第73条の24第3項第1号の適用がある場合には、申告書中「着工予定年月日」を「耐震基準不適合既存住宅の取得予定年月日」と、「完成予定年月日」を「耐震基準不適合既存住宅の耐震改修完了予定年月日」と読み替えて記載し、「備考」に「居住予定年月日」を記載してください。また、この土地を取得した日から1年以内に、耐震基準不適合既存住宅を取得すること及び耐震改修を行うことを証する書類を添付してください。
- 4 法第73条の24第3項第2号の適用がある場合には、申告書中「着工予定年月日」を「耐震基準不適合既存住宅の取得年月日」と、「完成予定年月日」を「耐震基準不適合既存住宅の耐震改修完了予定年月日」と読み替えて記載し、「備考」に「居住予定年月日」を記載してください。また、この土地を取得した日前1年以内に耐震基準不適合既存住宅を取得していたこと及び耐震改修を行うことを証する書類を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第48号の19及び様式第48号の20 削除

様式第48号の21 (第27条の2関係)

(略)
(略) 不動産取得税徴収猶予申告書
次の改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税については、 <u>地方税法</u> <u>附則第11条の4第2項</u> <u>附則第11条の4第4項</u>
の規定の適用があるべきものなので、 <u>同条第3項</u> <u>同条第5項</u> において準用する <u>同法第73条の25第1項</u> の規定に より徴収猶予を申告します。
(略)
<u>(注)</u> (略) <u>備考</u> (略)

様式第51号の4及び様式第51号の5 削除

改正前

様式第48号の19 削除

様式第48号の20 (第27条の2関係)

様式第48号の21 (第27条の2関係)

(略)
(略) 不動産取得税徴収猶予申告書
次の改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税については、 <u>地方税法</u> <u>附則第11条の4第4項</u> <u>附則第11条の4第6項</u>
の規定の適用があるべきものなので、 <u>同条第5項</u> <u>同条第7項</u> において準用する <u>同法第73条の25第1項</u> の規定に より徴収猶予を申告します。
(略)
<u>(注)</u> <u>1</u> <u>この申告書は、別記様式第48号の4による不動産取得申告書とともに提出してください。</u> <u>2</u> (略) <u>備考</u> (略)

様式第51号の4 削除

様式第51号の5 (第29条関係)

様式第51号の6 (第29条関係)

(略)
不動産取得税減額通知書

地方税法 附則第11条の4第2項
附則第11条の4第4項の規定により 年 月 日
付けで申請のあった不動産取得税の減額については、次のとおり決定し
ました。

(略)

備考 (略)

様式第82号 (第55条関係)

(略)
自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

(略)

(略)

(注) 1・2 (略) (略)

3 滞納がないことには、地方税法第747条の8第1項に規
定する機構指定納付受託者又は地方自治法第231条の2の
3第1項に規定する指定納付受託者に納付の委託が行われ
ている場合を含みます。

備考 (略)

様式第51号の6 (第29条関係)

(略)
不動産取得税減額通知書

地方税法 附則第11条の4第4項
附則第11条の4第6項の規定により 年 月 日
付けで申請のあった不動産取得税の減額については、次のとおり決定し
ました。

(略)

備考 (略)

様式第82号 (第55条関係)

(略)
自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

(略)

(略)

(注) 1・2 (略) (略)

備考 (略)

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前	
(課税標準額等の調査手続)	(課税標準額等の調査手続)		
第八条 (略)	第八条 (略)		
2―6 (略)	2―6 (略)		
7 (略)	7 (略)		
一 (略)	一 (略)		
二 不動産取得税再調査決定決議書 別記様式第四十二号 第四十二号の二 第四十二号の三 第四十二号の四 第四十二号の五 第四十二号の六 第四十二号の七 第四十二号の九 第四十二号の十 第四十二号の十四	二 不動産取得税再調査決定決議書 別記様式第四十二号 第四十二号の二 第四十二号の三 第四十二号の四 第四十二号の五 第四十二号の六 第四十二号の七 第四十二号の九 第四十二号の十 第四十二号の十四		
(徴収金の調定及び徴収手続)	(徴収金の調定及び徴収手続)		
第十一条 (略)	第十一条 (略)		
一―三 (略)	一―三 (略)		
四 不動産取得税再調査決定決議書 別記様式第四十二号 第四十二号の二 第四十二号の三 第四十二号の四 第四十二号の五 第四十二号の六 第四十二号の七 第四十二号の九 第四十二号の十 第四十二号の十四	四 不動産取得税再調査決定決議書 別記様式第四十二号 第四十二号の二 第四十二号の三 第四十二号の四 第四十二号の五 第四十二号の六 第四十二号の七 第四十二号の九 第四十二号の十 第四十二号の十四		
五―十一 (略)	五―十一 (略)		
(徴収猶予の手続等)	(徴収猶予の手続等)		
第十五条 県税事務所長等は、法第十五条第一項若しくは第二項、法第十五条の四第一項、法第五十五条の二第一項本文、法第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、法第七十二条の三十九の二第一項本文、法第七十二条の五十七の二第一項本文、法第七十三条の二十五第一項(法附則第十一条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、法第七十三条の二十七の二第二項、法第七十三条の二十七の三第二項、法第七十三条の二十七の四第二項(法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、法第七十三条の二十七の六第二項、法第六十四条第二項、法第四百四十四条の二十九第一項若しくは埋立	第十五条 県税事務所長等は、法第十五条第一項若しくは第二項、法第十五条の四第一項、法第五十五条の二第一項本文、法第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、法第七十二条の三十九の二第一項本文、第七十二条の五十七の二第一項本文、法第七十三条の二十五第一項(法附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、法第七十三条の二十七の二第二項、法第七十三条の二十七の三第二項、法第七十三条の二十七の四第二項(法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、法第七十三条の二十七の六第二項、法第六十四条第二項、法第四百四十四条の二十九第一項若しく		

税条例第十一条第一項の規定により徴収猶予をするとき又は法第十五条第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により徴収猶予の期間延長をするときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。

一―五 (略)

2 県税事務所長等は、法第十五条第一項若しくは第二項、法第五十五条の二第一項本文、法第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、法第七十二条の三十九の二第一項本文、法第七十二条の五十七の二第一項本文、法第四百四十四条の二十九第一項若しくは埋立税条例第十一条第一項の規定により申請され、若しくは法第七十三条の二十五第一項、法第七十三条の二十七の二第二項、法第七十三条の二十七の三第二項、法第七十三条の二十七の四第二項、法第七十三条の二十七の六第二項若しくは法第四百二十五条第二項の規定により申告された徴収猶予を認めないとき、法第十五条第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により申請された徴収猶予の期間延長を認めないとき又は法第十五条の三第一項(法第四百四十四条の二十九第二項及び埋立税条例第十一条第三項において準用する場合を含む。)、法第七十三条の二十六第一項(法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項、法第七十三条の二十七の四第三項(法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。)、法第七十三条の二十七の六第三項並びに法附則第十一条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。)、法第六百六十四条第四項若しくは条例第五十二条の三の二の規定により徴収猶予の取消しをするときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。

一―四 (略)

は埋立税条例第十一条第一項の規定により徴収猶予をするとき又は法第十五条第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により徴収猶予の期間延長をするときは、次の各号に掲げる決議書によつてなければならない。

一―五 (略)

2 県税事務所長等は、法第十五条第一項若しくは第二項、法第五十五条の二第一項本文、法第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、法第七十二条の三十九の二第一項本文、法第七十二条の五十七の二第一項本文、法第四百四十四条の二十九第一項若しくは埋立税条例第十一条第一項の規定により申請され、若しくは法第七十三条の二十五第一項、法第七十三条の二十七の二第二項、法第七十三条の二十七の四第二項、法第七十三条の二十七の六第二項若しくは法第四百二十五条第二項の規定により申告された徴収猶予を認めないとき、法第十五条第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により申請された徴収猶予の期間延長を認めないとき又は法第十五条の三第一項(法第四百四十四条の二十九第二項及び埋立税条例第十一条第三項において準用する場合を含む。)、法第七十三条の二十六第一項(法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項、法第七十三条の二十七の四第三項(法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。)、法第七十三条の二十七の六第三項並びに法附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、法第六百六十四条第四項若しくは条例第五十二条の三の二の規定により徴収猶予の取消しをするときは、次の各号に掲げる決議書によつてなければならない。

一―四 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="235 300 770 331"><u>様式第42号の11から様式第42号の13まで</u> 削除</p>	<p data-bbox="1131 300 1615 331"><u>様式第42号の11及び様式第42号の12</u> 削除</p> <p data-bbox="1131 363 1585 395"><u>様式第42号の13</u> (第8条, 第11条関係)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。